

京都市人権文化推進計画  
平成24年度事業計画

京 都 市

## 目 次

### 1 重要課題別の取組

• 全般	1- 1
• 女性	1- 5
• 子ども	1- 7
• 高齢者	1-10
• 障害のある人	1-12
• 同和問題	1-14
• 外国人・外国籍市民	1-16
• 感染症患者等	1-18
• ホームレス	1-19
• その他の課題	1-21

### 2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2- 1
• 環境政策局	2- 2
• 行財政局	2- 3
• 総合企画局	2- 5
• 文化市民局	2- 8
• 産業観光局	2-17
• 保健福祉局	2-18
• 都市計画局	2-31
• 建設局	2-32
• 会計室	2-33
• 北区役所	2-34
• 上京区役所	2-36
• 左京区役所	2-38
• 中京区役所	2-40
• 東山区役所	2-42
• 山科区役所	2-44
• 下京区役所	2-45
• 南区役所	2-47
• 右京区役所	2-49
• 西京区役所	2-51

• 西京区洛西支所 . . . . .	2-53
• 伏見区役所 . . . . .	2-55
• 伏見区深草支所 . . . . .	2-58
• 伏見区醍醐支所 . . . . .	2-60
• 市会事務局 . . . . .	2-62
• 選挙管理委員会事務局 . . . . .	2-63
• 監査事務局 . . . . .	2-64
• 人事委員会事務局 . . . . .	2-65
• 消防局 . . . . .	2-66
• 交通局 . . . . .	2-68
• 上下水道局 . . . . .	2-70
• 教育委員会事務局 . . . . .	2-72

# 京都市人権文化推進計画

## 平成24年度事業計画について

### ○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「平成24年度事業計画」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

なお、各事業の内容は平成24年3月現在で取りまとめたものです。

### ○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成24年度事業計画について

取組事業数 445 事業

(内訳)

継続事業数 429 事業

改善等事業数 10 事業

新規事業数 6 事業

新規事業について、( )内は「2.各局区別の取組」の(所管局 番号 掲載ページ)を示しています。

- ・「若者しゃべり場」事業を活用した「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」(北青少年活動センターと北保健センターが連携)(文化市民局 ①) … 2-8ページ
- ・人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベーシック」の点字版の作成(文化市民局 ②) … 2-8ページ
- ・障害者虐待防止対策事業(保健福祉局 ①) … 2-18ページ
- ・京都市成年後見支援センター(仮称)の設置・運営(保健福祉局 ②) … 2-18ページ
- ・市民後見人の養成(保健福祉局 ③) … 2-18ページ
- ・右京人権ワークショップ(仮)(右京区役所 ①) … 2-49ページ

# 1 重要課題別の取組

# 全 般

## 【現状と課題】

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

本市においては、日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を築いていくことにより、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざしている。

その一方で、依然として様々な人権問題の存在が指摘されており、本市では、平成17年に策定し、その後の社会状況の変化に応じて内容を見直す形で平成22年に改訂した人権文化推進計画に掲げている「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人・外国籍市民」、「感染症患者等」、「ホームレス」や、「その他の課題」を、人権上の重要課題として、その解決のために、各部局及び関係機関等との連携・協働の下、人権問題に関する教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取組を積極的に進めている。

## 【24年度の主な取組】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年4回発行する。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」（1回）、企業に対し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」（1回）をそれぞれ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員がともに人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行し、互いを認め、支えあう人権文化の息づくまちづくりの構築につなげる機会とする。

（文化市民局47 2-14頁）

- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を開催する。

（文化市民局43 2-13頁）

- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援する。  
(文化市民局 6 4 2-16 頁)
- 人権に関する啓発・研修を実施するグループ(市民・企業等)を、講師の紹介や啓発冊子の提供、啓発ビデオ・啓発パネルの貸出等により支援する「人権啓発サポート制度」を行う。  
(文化市民局 2 7 2-11 頁, 5 3~5 5 2-15 頁)
- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信する事業として、人権に関する写真を募集する「人権”ほっと”写真(フォト)」及び、難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現してもらう「四字熟語人権マンガ」の募集を行う。なお、募集に当たっては、市民をはじめ、企業等にも広く事業を周知する。  
(文化市民局 4 1, 4 4 2-13 頁)
- 幅広い市民に対して、人と人との交流の中で人権の大切さに気付き、考える機会を提供することを目的に、人権に関するイベントとして「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施する。(文化市民局 4 2 2-13 頁)
- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部をわかりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行する。  
(文化市民局 2 9 2-11 頁)
- 本市の人権にかかわる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権にかかわる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施していく。  
そのための具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を発行する。  
(文化市民局 3 0, 3 5 2-12 頁)
- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く

提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。

(文化市民局 2 6 2 - 1 1 頁)

- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進する。

(都市計画局 2 2 - 3 1 頁)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の礎となる旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化については、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」で14の重点整備地区を選定し、平成20年度までにすべての地区で、交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が取り組むバリアフリー化事業の内容等を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定した。重点整備地区内の25旅客施設は、国及び京都府と協調して補助金の交付を行い、平成22年度までにすべてのバリアフリー化が完了した。これを受けて、平成23年度に、「京都市交通バリアフリー推進検討会議」において、平成32年度を目標年次とする「新・京都市交通バリアフリー全体構想（仮称）」を策定した。

平成24年度は、「新・京都市交通バリアフリー全体構想（仮称）」で新たに選定した重点整備地区10地区ごとに、順次、「基本構想」を策定し、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化を促進するとともに、「みやこユニバーサル推進指針」に基づくソフト対策（情報・サービスの提供）についても、市民、公共交通事業者、行政が連携しながら積極的に推進する。

(都市計画局 4 2 - 3 1 頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交

付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施する。

(保健福祉局 12 2-19頁)

# 女 性

## 【現状と課題】

配偶者暴力防止法, 育児・介護休業法, 男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正, 次世代育成支援対策推進法の制定など, 男女の雇用機会均等や仕事と家庭生活の両立支援等, 男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし, 依然として男性に比べ, 管理職に占める女性の割合は低く, 家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど, 課題も多い。

ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする女性に対する暴力は, 女性に対する重大な人権侵害であり, 早期根絶を図るべき問題である。

平成19年度に京都市が実施した調査によると, 女性の約3割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあると回答している。また, 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における相談件数のうち, 暴力に関する相談は46.9%を占めている(平成23年度)。

本市では,「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン(平成23年度～平成32年度)」において, 社会経済情勢の変化, 市民意識や日常生活の状況, 第3次京都市女性行動計画での課題を踏まえ, 従来からの「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」, 「家庭生活における男女共同参画」, 「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」など男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか, 「DV対策の強化」と「仕事と家庭, 社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を重点分野として位置付け, 積極的な取組を進めている。

## 【24年度の主な取組】

<DV対策の強化>

○ 平成24年度は, 本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画(平成23年3月策定)を基に, 総合的・計画的にDV対策の取組を進めていく。また, 平成23年10月に開所した京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターにおいて, 関係機関と連携しながら, 相談から自立支援まで, 継続的な被害者支援に重点的に取り組む。

女性に対する暴力の防止, 特にDVへの対策として, 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに, 関係機関, NPO団体等との連携の強化や, 緊急一時保護施設(民間シェルター)を運営する団体に対する家賃相当の補助を行う。また, DVに対する市民の理解を深め, 被害者を支える市民の取組を促進するため, DV被害者支援インストラクター養成事業を実施する。

(文化市民局9～11 2-9頁)

<真のワーク・ライフ・バランスの推進>

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

平成24年度は、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画（仮称）に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行う。企業における環境整備の促進のため、育児・介護と仕事の両立支援、長時間労働の解消や年次有給休暇取得の促進等働き方の見直しに取り組む中小企業を支援する補助制度を新設するとともに、中小企業等へのアドバイザー派遣や、事業者対象講演・情報交換会の開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努める。併せて、平成22年度から実施している婚活支援事業を充実して実施し、新しい家庭を築き家族の「つながり」を求めようとする市民を支援する。

（文化市民局5 2－8頁）

<ウィングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、女性のための一般相談に加え、「女性への暴力相談」や男性カウンセラーによる「男性のための相談」などの相談事業を行う。（文化市民局7, 8 2－9頁）

- DVに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。（文化市民局47 2－14頁）

# 子ども

## 【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、「京都市未来こどもプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成22年度の虐待に関する相談・通告件数は過去最多の1,057件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

また、児童虐待が子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

さらに、学校においては、問題行動、不登校、いじめや児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに家庭・地域と連携しながら、その予防や適切な初期対応に努める。

## 【24年度の主な取組】

○ 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成20年4月施行）に伴い、児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図る。

また、「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、市南部地域の児童福祉の拠点として第二児童福祉センターを開設するとともに、警察等関係機関との連携の強化や、相談・支援へのニーズの増加、複雑化や、隙間のない支援の確立といった今日的課題の解消に向けた取組を推進する。

（保健福祉局8 2-19頁）

○ 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行う。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。

（保健福祉局44, 45 2-23頁）

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行う。  
(保健福祉局 4 2-18頁)
- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を行うとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(平成23年4月施行)に基づき、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。  
(保健福祉局 10 2-19頁)
- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進する。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修(教職員研修)を充実する。  
(教育委員会 22 2-75頁)
- 教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。  
(教育委員会 42 2-78頁)
- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施する。  
(教育委員会 23 2-75頁)
- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。  
(教育委員会 21 2-75頁)
- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できる

よう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施する。

(教育委員会 4 4 2 - 7 9 頁)

- 子どもの基本的人権や「子どもの最善の利益」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。

(文化市民局 4 7 2 - 1 4 頁)

# 高 齢 者

## 【現状と課題】

高齢社会の進展に伴い、介護者等による高齢者への虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている。また、高齢者は弱者であるといったイメージを抱きがちであるが、高齢者を画一視することなく、市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進に努める。

## 【24年度の主な取組】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。

（保健福祉局6 2-18頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。

（保健福祉局71 2-27頁）

- 長寿すこやかセンターで、高齢社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、高齢社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、

すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。

(保健福祉局)

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局70 2-26頁）
  
- 高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行う「成年後見支援センター（仮称）」を設置する。  
また、高齢者人口の増加に伴う成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を行う。（保健福祉局2, 3 2-18頁）
  
- 高齢者に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。（文化市民局47 2-14頁）

# 障害のある人

## 【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーション\*<sup>1</sup>の理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

\*<sup>1</sup> ノーマライゼーション

さまざまな人々の多様な価値観や生活のスタイルをお互いに認め合い、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、女性も男性も、生活の拠点である地域や家庭、学校や職場等の場において等しく参加し、支えあって生きていくことが正常な社会であるという考え方。

## 【24年度の主な取組】

○ 障害者自立支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が上回る部分については継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）

○ 障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進する。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、本庁職場から区役所窓口担当まで受入れ職場を拡充しながら取組を続けることにより、一般就労のための効果的な手法の確立を図る。

（保健福祉局7 2-19）

○ 障害のある方の地域生活を支援するため、障害者地域生活支援センターを中心に、福祉事務所、保健センター、障害福祉サービス事業所等で構成する「障害者地域自立支援協議会」について、全市域に1つと障害保健福祉圏域ごとに5つ設置し、関係者間の協働による支援体制を強化することにより、福祉サービスの利用調整などの相談支援の充実を図る。また、身体・知的・

精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能\*2を活かしつつ、障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図る中で積極的な地域相談活動の展開と市民周知等を推進する。(保健福祉局18 2-20頁)

\*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。また、平成24年10月からの「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の円滑な施行に向け、新たに障害者虐待防止対策事業として、虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや通報があった場合の対応手順の策定、周知・啓発等に取り組む予定である。

(保健福祉局1 2-18頁, 70 2-26頁)

- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い、障害の有無にかかわらず、交流関係を広げることを目的として、東山青少年活動センターにおいて、音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜」を2クール（1クール=5回程度）、アトリエ活動「東山アトスペース」を2コース（全9回）実施する。(文化市民局18 2-10頁)
- 障害者に対する理解を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局47 2-14頁)

# 同和問題

## 【現状と課題】

本市では、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、住環境の大幅な改善などの成果をあげてきた。しかし、長年の同和行政の推進が成果とともに負の側面を生み出し、市民の不信感となって現れている面もある。

そのため、平成20年3月に、同和行政終結後もなお残る課題について審議し、必要な改革・見直しを行うことにより同和問題の真の解決を目指すため、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」(以下「総点検委員会」という。)を設置し、1年間の審議を経て平成21年3月に報告をいただいた。

これを受け、本市では、平成19年度に遡って自立促進援助金制度を廃止し、返還を求めるべき奨学金の借受者に対して、返還の請求や返還免除のための手続を進めている。また、コミュニティセンターについては、全市的な観点から様々な行政課題や市民ニーズに応じた施設への転用について検討を進め、平成23年3月末をもって、いきいき市民活動センター等への転用を行った。その他にも、改良住宅の諸制度を公営住宅と同一のものに移行したほか、崇仁地区の将来ビジョンを検討する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」における崇仁北部地域の将来像の検討等、さまざまな改革・見直しを断行した。

今後は、解決までになお、時間を要する取組について早期完了に向けて着実に改革・見直しを進めていく。

## 【24年度の主な取組】

### ○ 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務

引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めていく。なお、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、裁判手続きに移行していく。

(文化市民局40 2-13頁)

### ○ 改良住宅の管理・運営及び建て替えについて

改良住宅の入居実態について平成21年5月から緊急雇用対策も活用し、調査を実施している。さらに適正な管理、運営に向けた取組を進めるとともに、空き家の活用などストックの有効活用についても検討を進める。また、公営住宅と差異のあった取扱い(共益費、駐車場、家賃減免)については、平成21年4月1日から同一の取扱いに移行させた。

既存の改良住宅については、公営住宅等も含め、平成23年2月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づきストック活用の取組を進める。具体的には、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図ると

ともに、老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への住み替えを進める。

また、更新に当たっては、単に建て替えるのではなく、都心部等での住宅セーフティーネット\*3機能の充実に配慮する。(文化市民局4 2-8頁)

\*3 住宅セーフティーネット

低所得者や高齢者、障害のある方等住宅の確保に特に配慮を要する方に対し、それぞれの所得や身体の状況等に適した住宅を提供するための様々な仕組み

○ 崇仁地区における環境改善について

引き続き、平成22年7月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業との合併施行を推進する。

また、「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めていく。(文化市民局4 2-8頁)

○ 市立浴場等の地区施設について

市立浴場については、嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んでいく。

また、民間浴場との料金格差解消に向けて入浴料金の改定を行う。

なお、転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。(文化市民局4 2-8頁)

○ 人権教育・啓発の推進について

啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関と連携しながら対応していく。また、市民的感覚の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動を一層支援することにより、粘り強く人権教育・啓発の取組を推進する。(文化市民局4 2-8頁)

# 外国人・外国籍市民

## 【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、国籍が違うというだけで偏見や差別的な事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市多文化施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国籍市民及び外国にルーツをもつ市民が安心して生活できる環境整備を行う。また、こういった外国籍等の市民が地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることのできる、多文化が息づくまちづくりを進める。

## 【24年度の主な取組】

- 23年度に引き続き、本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」を開催する。7名の公募委員を含む計12名の委員が、多文化共生の地域づくりについて議論する。(総合企画局9 2-6頁)
- 外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。  
(総合企画局1 2-5頁)
- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施する。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣する。(総合企画局10 2-6頁)
- 外国籍市民等が、行政窓口で日本語による意思疎通が図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週2日間、電話で通訳・相談

を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。  
(総合企画局 7 2-6 頁)

- 日本語の能力が十分でない外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化する。  
(総合企画局)
- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。  
(保健福祉局 1 1 2-19 頁)
- 外国人や外国籍市民に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。  
(文化市民局 4 7 2-14 頁)

# 感染症患者等

## 【現状と課題】

H I V感染は世界全体では流行のピークを迎えたとされるが、我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数は、増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが求められている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者・感染者及びその家族が、様々な差別を受けるなどの問題が生じている。このほか、エイズに関するあいまいな知識等により患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等のエイズ対策を推進する。

## 【24年度の主な取組】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を京都工場保健会において休日（土曜日）即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施し受検機会の確保を図る。  
（保健福祉局9 2-18頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図る。  
（保健福祉局5 2-18頁）
- 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）を中心とした日に街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。  
（保健福祉局96～98 2-29, 30頁）
- 感染症患者等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。  
（文化市民局47 2-14頁）

# ホームレス

## 【現状と課題】

本市では、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」(平成21年3月に第2期計画を策定)に基づき、様々なホームレス支援の取組を実施してきた。その結果、ホームレスの数は大きく減少した。

しかしながら、ホームレスの実態に関する全国調査(平成19年1月実施)によると、ホームレスの高年齢化や路上生活の長期化の傾向が顕著になってきており、加えて、女性のホームレスや、精神疾患、多重債務等の複雑な問題を抱えるホームレスの割合も増加している。

また、平成20年秋のリーマン・ショックに伴う雇用・経済情勢の悪化により、非正規雇用者の解雇や雇止めが発生したことにより、若年で就労が可能であるにもかかわらず、職と住まいを同時に失い、ホームレス生活を余儀なくされる者が多数生じている。

こうしたことから、高齢のホームレスや野宿期間が長期化したホームレスへのきめ細やかな対応と、若年で就労可能なホームレスに対する就労支援が大きな課題となっている。

## 【24年度の主な取組】

- 本市に起居するホームレスについては、高年齢化や野宿期間の長期化等の問題があることから、長期的な支援や相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施することで、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていく。  
(保健福祉局35 2-22頁)
- 下京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活支援事業」を引き続き実施する。  
(保健福祉局35 2-22頁)
- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」として、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を引き続き行っていく。  
また、依然として低調な雇用情勢の下、民間企業からの職の提供については非常に厳しい状況が続いているため、本市からも緊急雇用創出事業の活用

等により、職業訓練的な職の提供を引き続き行っていく。

(保健福祉局 35 2-22頁)

- ホームレス及び元ホームレスが地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を実施する事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」を引き続き実施する。

(保健福祉局 35 2-22頁)

- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を引き続き実施する。

(保健福祉局 35 2-22頁)

- ホームレスに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。

(文化市民局 47 2-14頁)

## その他の課題

### 【現状と課題】

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況等の変化に伴って、犯罪被害者等のプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害などの新たな人権課題に対する関心の高まりがうかがえる。

また、一定の条件を満たすことで、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の権利の保護を図るための具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画の策定など、その対応が進められているものもあるが、新たな人権課題に対する社会的な理解は十分とはいえない。

このため、引き続き、人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、必要な場合には国に対して適切かつ有効な措置を求めていくとともに、本市において、積極的に教育・啓発活動を推進し、実際の社会生活にかかわる面での改善に資するよう取り組んでいく。

### 【24年度の主な取組】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図る。（文化市民局47 2-14頁）
- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めていく。（文化市民局）
- 平成23年4月1日に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。  
また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民間支援団体の活動促進のための広報、養成・研修などを行う。  
（文化市民局24 2-11頁）
- プライバシーの侵害やインターネットにおける人権侵害等に対する理解と

関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。

(文化市民局47 2-14頁)

- アイヌの人々に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局47 2-14頁)
- 婚外子・ひとり親家庭に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局47 2-14頁)
- 人身取引の現状について理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局47 2-14頁)